

# 吹田市立図書館における団体への館外貸出に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、自動車文庫を除く吹田市立図書館における団体への館外貸出（以下「団体貸出」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象)

第2条 図書等の館外団体貸出を受けることができるもの（以下「団体」という。）は、本市市内に所在する読書会、保育園、幼稚園、または館長が適当と認める団体でなければならない。

(利用方法)

第3条 団体貸出を受けようとする団体は、図書等の館外団体貸出申込書（以下「団体貸出申込書」（様式1）という。）を館長に提出しなければならない。

(貸出期間)

第4条 団体貸出期間は、1か月以内とする。ただし、館長が必要と認めるときは、その期間を変更することができる。

(貸出冊数)

第5条 団体貸出冊数は、一団体100冊以内とする。

ただし、吹田市立小・中学校については200冊以内とする。

(図書の返却)

第6条 団体が図書等の返却を怠ったとき、又は借出した図書等を他に使用したことが判明したときは、館長は、以後の貸出について停止することができる。

(届出)

第7条 次のいずれかに該当するときは、団体の代表者は、その旨を直ちに館長に届け出なければならない。

(1) 貸出中の図書等を紛失、汚損又は破損したとき。

(2) 団体貸出申込書の記載事項に変更があったとき。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、館長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成9年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年5月1日から施行する。